

# 犬や猫の飼い方

## あなたのマナーは 大丈夫ですか？

ペットは人間のパートナーとして私たちの暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれませんが、その一方で、人に危害を加えたり、悪臭を放ったり、ペットをめぐる苦情が後を絶ちません。人と犬や猫がともに暮らすため、飼い主の皆さんは、ルールとマナーを守りましょう。

〔環境政策課環境衛生係〕 ☎44-3115

### 犬や猫を捨てないで

犬や猫などの愛護動物を捨てることは犯罪です。「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止され、50万円以下の罰金が科せられることがあります。家族の一員として最後まで飼い、仕方なく手放さなければならない場合は、責任を持って新たな飼い主を見つけてください。

### フンの後始末をしっかりとっていますか

犬の散歩中に、飼い主がフンの後始末をしないという苦情が増えています。公園や道路、他人の所有する土地にフンを放置することは「袋井市まちを美しくする条例」で禁止されています。フンの後始末は、飼い主の最低限のマナーです。犬の散歩には、必ずフンを入れる袋や容器を持って出掛け、自宅で燃やせるごみとして出すなど、後始末は、飼い主が責任を持って行いましょう。

### 鳴き声で周囲に迷惑を掛けていませんか

犬の鳴き声の苦情も多く寄せられます。飼い主には気にならなくても、周囲の人に迷惑です。犬が吠えるのは本能のひとつであり、相手を威嚇したり、ストレスが生じたり、飼い主に何かを要求したりする時に吠えます。犬を全く吠えないようにしつけることはできません。大切なのはなぜ吠えているかを理解し、その原因を取り除いて、吠えるのを止めさせることです。

### 飼い犬がいなくなってしまう時 迷い犬を見つけた時は

市役所環境政策課または、西部保健所衛生業務課（☎37-2245）へ連絡してください。市では、毎年30頭以上の迷い犬を保護しています。登録時にお渡しした「鑑札」が飼い犬の首輪などについていれば、犬を保護した時に登録番号から飼い主の方に連絡することができます。

## 猫の飼い方

### 室内飼いをしましょう

猫の放し飼いは、交通事故に遭ったり、けんかで病気を移される危険があります。猫は、外が眺められる窓辺や隠れることができる場所、上下に移動できる場所があれば室内で飼うことができます。

また、飼い主が気付かなくても、ほかの家の敷地にフンをしたり、庭や畑を荒らしたりするなど、迷惑を掛けていることが多く、苦情の対象になっています。地域の皆さんが気持ち良く暮らせるよう、きちんとつけましょう。

### 去勢・不妊手術を受けさせましょう

市内では、毎年100匹以上の猫が保健所の引き取りに出され、300匹以上の猫が路上で死亡しています。猫は1年に2〜3回、1回に2〜8匹の子猫を産みます。飼えない猫、不幸な猫を減らすために、去勢・不妊手術を受けさせましょう。去勢・不妊手術を行うと、性格も穏やかになり、飼ひやすくなるといわれています。野良猫の去勢・不妊手術に対しては補助制度がありますので、市役所環境政策課へお問い合わせください。



## 犬の飼い方

### 登録と注射

「狂犬病予防法」により、犬の飼い主には登録と注射が義務付けられています。犬の登録は、生涯に一度、犬を取得した日（子犬は生後90日を経過した日）から30日以内に登録をしてください。

また、生後90日を経過した犬には、年に1度、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。登録は、市役所環境政策課または、支所市民サービス課で、狂犬病予防注射は、最寄りの動物病院で手続きをしてください。

### 犬を放し飼いにするのはやめましょう

人に危害を加えることのないよう、丈夫な鎖や綱でしっかりとつなぎましょう。



パブリックコメント「ご意見をお寄せください」

# 袋井市保健・医療・介護構想

## を策定します

### 袋井市保健・医療・介護構想とは

この構想は、これからの袋井市の保健・医療・介護サービスの指針となるものです。  
 予防医療や介護予防のあり方をはじめ、掛川市・袋井市新病院開院後の地域医療体制や医療と介護を包括的に捉えた地域ケア体制など、健康長寿の実現に向けて必要性が高く、今後充実すべき保健・医療・介護サービスを「総合的な健康支援システム」として示します。

### 基本理念 「幸福感のある健康長寿の実現」 〜家族とともにみんなで健康百寿〜

### 基本目標 この構想を推進するため、次の基本方針

2つの基本目標を掲げ、保健・医療・介護サービスの充実を図ります。

### 生涯 にわたって心身ともに健康な市民を育む環境の構築

・地域連携と機能特化により予防医療・介護予防を推進します。

・包括的な総合相談体制と地域連携による見守りネットワークを確立します。

### 安心 して療養・介護ができる地域完結型のヘルスケア体制の構築

・地域連携による患者本位の地域診療・在宅療養体制を確立します。

### 分野別システムの構築とセンター化

構想の実現に向けて、関係機関と連携した分野別システムを構築するとともに、機能集約または、機能を特化したセンター化を図り、サービスを展開します（左表参照）。

### 構想の実現に向けて構築を目指すセンターと分野別システム

健康指導センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校健康教育システム</li> <li>・地域健康教育システム</li> <li>・生活習慣病と機能低下の重症化予防システム</li> <li>・認知症の早期発見・重症化予防システム</li> <li>・地域連携によるメンタルヘルスケアシステム</li> </ul>
健康支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な相談システム</li> <li>・健康見守りシステム</li> </ul>
外来・健診センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内診療システム</li> <li>・地域と連携した健診システム</li> </ul>
休日夜間急患センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期救急医療システム</li> </ul>
回復期リハビリ病床・療養病床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療養システム</li> </ul>
在宅療養支援センター	

※センター…機能集約または、機能を特化した部門

掛川市・袋井市新病院の建設を機に、健康長寿の実現に向けた望ましい保健・医療・介護サービスのあり方を「袋井市保健・医療・介護構想」として策定します。

皆さんのご意見をお寄せください。

健康づくり政策課健康企画室

☎44-31338

資料閲覧方法 「袋井市保健・医療・介護構想(案)」の詳細は、10月31日(日)まで、市役所2階情報公開コーナー、支所1階ロビー、月見の里学遊館1階市民サロン、市ホームページでご覧になれます。

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方または、市内の企業・団体

意見提出方法 ①件名「袋井市保健・医療・介護構想(案)」②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、郵送または、ファクス、Eメールで提出してください(様式は問いません)。直接、市役所2階健康づくり政策課へ提出することもできます。

※個別の回答は行いませんので、ご了承ください。意見を公表する場合、氏名や住所などは公表しません。

意見募集締切 10月31日(日)必着

☎健康づくり政策課健康企画室 ☎44-3138 FAX44-3117

✉kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp 〒437-8666 袋井市役所

「ご意見をお寄せください」

### 意見交換会を開催します

◇健康長寿の実現に向けた、保健・医療・介護サービスのあり方を話し合います。

日	時	所
10月17日(日)	10:00~11:30	月見の里学遊館集会室C
10月22日(金)	19:00~20:30	メロープラザ2階会議室3
10月30日(土)	13:30~15:00	総合センター4階大会議室

◇申し込みは、不要です。直接会場へお越しください。

